平成２２年第２回柳津町議会定例会会議録

第３日　平成２２年６月１８日（金曜日）

１．出席議員は次のとおりである。

１番　横田善郎	５番　鈴木吉信	８番　伊藤　毅
２番　菊地　正	６番　小林　功	９番　磯部静雄
３番　羽賀　弘	７番　荒明正一	１０番　田﨑為浩

２．欠席議員は次のとおりである。

なし

３．地方自治法第121条の規定により出席を求められ、出席した者は次のとおりである。

町長	井関庄一	地域振興課長	佐藤静穂
副町長	田﨑幸一	保育所長	岩佐節子
総務課長	新井田健一	教育長	新井田明義
出納室長	齋藤勇雄	教育課長	伊藤光正
町民課長	矢部良一	公民館長	長谷川富雄

４．会議に職務のため出席した者の職氏名。

議会事務局長	新井田　敏	主査	鈴木貴雄

５．会議事件は次のとおりである。

日程第　１　報告第１号　産業厚生常任委員会付託案件審査結果報告について

日程第　２　報告第１号　総務文教常任委員会付託案件審査結果報告について

日程第　３　議案第３４号　専決処分の承認を求めることについて

日程第　４　議案第３５号　専決処分の承認を求めることについて

日程第　５　議案第３６号　専決処分の承認を求めることについて

日程第　６　議案第３７号　専決処分の承認を求めることについて

日程第　７　議案第３８号　職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第　８　議案第３９号　柳津町税特別措置条例の一部を改正する条例について

日程第　９　議案第４０号　柳津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第１０　議案第４１号　平成２２年度柳津町一般会計補正予算

日程第１１　議案第４２号　平成２２年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算

日程第１２　議案第４３号　平成２２年度柳津町介護保険特別会計補正予算

日程第１３　議案第４４号　工事請負契約の締結について

日程第１４　議案第４５号　固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第１５　議案第４６号　工事請負契約の締結について

日程第１６　議案第４７号　工事請負契約の締結について

日程第１７　議案第４８号　工事請負契約の締結について

日程第１８　報告第　２　号　平成２１年度柳津町繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第１９　報告第　３　号　会津若松地方土地開発公社経営状況の報告について

日程第２０　議員提出議案第　２　号　「公共工事における賃金等確保法」（仮称）の制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書の提出について

日程第２１　議員提出議案第　３　号　保育制度改革に関する意見書の提出について

日程第２２　議員提出議案第　４　号　安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の地方出先機関の存続を求める意見書の提出について

日程第２３　議員提出議案第　５　号　複式学級解消、小規模学校における教職員の配置基準の改善を求める意見書の提出について

日程第２４　議員派遣について

◎開議の宣告

○議長

それでは、改めましておはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。（午前１０時４０分）

本日の議事日程はお手元にお配りのとおりであります。

○○○

○産業厚生常任委員長（登壇）

産業厚生常任委員会付託案件審査結果を報告いたします。

報告第１号

産業厚生常任委員会付託案件審査結果報告

平成22年第２回柳津町議会定例会において、本委員会に付託された請願第１号、陳情第２号については、平成22年６月17日関係課長の出席を求め、委員会を開催し慎重に審査いたしました。

その結果、下記のとおり全委員の一致した結論に達しましたので、報告いたします。

記

１．請願第１号「「公共工事における賃金等確保法」（仮称）の制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書の提出を求める請願」については、請願の趣旨を十分尊重し採択の上、議長名をもって関係各機関へ意見書を提出すべきものと決しました。

２．陳情第２号「保育制度改革に関する意見書提出を求める陳情」については、陳情の趣旨を十分尊重し採択の上、議長名をもって関係各機関へ意見書を提出すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

平成２２年６月１８日

柳津町議会産業厚生常任委員会

委員長　　荒　明　正　一

柳津町議会議長　田　﨑　為　浩　殿

以上であります。

○議長

お諮りいたします。

ただいま産業厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、産業厚生常任委員長の報告のとおり決定しました。

◇　　◇　　◇

○議長

日程第２、報告第１号「総務文教常任委員会付託案件審査結果報告について」を議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、小林　功君。

○総務文教常任委員長（登壇）

報告第１号、総務文教常任委員会付託案件審査結果報告をいたします。

報告第１号

総務文教常任委員会付託案件審査結果報告

平成22年第２回柳津町議会定例会において、本委員会に付託された陳情第３号、陳情第４号については、平成22年６月17日総務課長、教育長の出席を求め、委員会を開催し慎重に審査いたしました。

その結果、下記のとおり全委員の一致した結論に達しましたので、報告をいたします。

記

１．陳情第３号「安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の地方出先機関の存続を求める陳情」については、陳情の趣旨を十分尊重し採択の上、議長名をもって関係各機関へ意見書を提出すべきものと決しました。

２．陳情第４号「「２０１１年度教育予算の拡充と教職員定数の改善を求める意見書提出」方の陳情」については、陳情の趣旨を十分尊重し採択の上、議長名をもって関係各機関へ意見書を提出すべきものと決しました。

以上、報告をいたします。

平成２２年６月１８日

柳津町議会総務文教常任委員会

委員長　　小　林　　功

柳津町議会議長　田　﨑　為　浩　殿

以上であります。

○議長

お諮りいたします。

ただいま総務文教常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、総務文教常任委員長の報告のとおり決定いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

お諮りいたします。

日程第３、議案第３４号「専決処分の承認を求めることについて」、日程第４、議案第３５号「専決処分の承認を求めることについて」については、いずれも関連性がありますので、一括上程し議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、議案第３４号、議案第３５号を一括上程し、議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第３４号「専決処分の承認を求めることについて」提案理由の説明をいたします。

本案は、平成21年度柳津町一般会計補正予算でありまして、譲与税、特別交付税等の金額確定などに伴い、歳入歳出予算の追加補正について専決処分をしたものであります。

次に、議案第３５号「専決処分の承認を求めることについて」提案理由の説明をいたします。

本案は、平成21年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算でありまして、牧沢簡易水道施設の修繕に伴い、歳入歳出予算の追加補正について専決処分をしたものであります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

では、平成21年度柳津町一般会計補正予算を補足してご説明申し上げます。

２ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ618万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億1,460万1,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の総額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

地方債の変更は、「第２表　地方債補正」による。

３ページをお開きください。

歳入歳出の補正でございますが、まず地方譲与税ですが、18万8,000円の増、次に利子割交付金でありますが、18万円の増でございます。配当割交付金でありますが、８万2,000円の減、株式等譲渡所得割交付金でありますが、９万5,000円の減であります。自動車取得税交付金でありますが、203万8,000円の減であります。地方交付税でありますが、6,674万6,000円の増であります。これは特別交付税の分でございます。国庫支出金2,479万円、これは補助金の確定によるものでございます。繰入金8,000万円の減、これは、交付税等の交付によりまして減額したものでございます。町債350万円の減。合計618万9,000円でございます。

次のページでございますが、歳出でありますが、衛生費で137万6,000円の増、予備費で481万3,000円の増、合計で618万9,000円の増でございます。

次に、地方債の補正でございますが、消防施設整備事業費で補正後の額で1,610万円でございます。あと、公共土木施設災害復旧債でございますが、補正後で1,020万円でございます。合計で３億7,124万1,000円でございます。

８ページをお開きください。

歳入で主なものについてご説明を申し上げます。

９ページにいきまして、自動車取得交付税でございますが、これは203万8,000円の減でございます。

次に、地方交付税でございますが、6,674万6,000円ということで、これは、特別交付税で当初１億円ほど見込んでおりましたが、今回増額になりまして6,674万6,000円を補正したものでございます。

国庫補助金でございますが、これにつきましては事業確定によるもので、総務費国庫補助金でございますが、1,977万6,000円ということで、これは、きめ細かな臨時交付金等でござ

いまして事業費ベースで１億2,000万ほど要望しておりまして、当初8,506万2,000円ということでございましたが、確定ということで１億4,083万8,000円で1,977万6,000円の増額になったものでございます。あと、教育費の国庫補助金でございますが、501万4,000円ということで、これは耐震改修による分の増額でございます。

次、10ページにいきまして、繰入金でございますが、これは、財政調整交付金の取り崩し、特別交付税等で増額になりましたので8,000万円減額するものであります。

町債ですが、消防債で150万円の減、これは、消防施設の整備事業、防火水槽で確定になりましたので減でございます。あと、災害復旧費、これも現年度災害復旧費の事業確定によりまして、200万円の減でございます。

次に、歳出ですが、主なものを申し上げます。

最初に、財産管理費でございますが、これは財源補正でございます。あと、民生費も財源補正で、衛生費の環境衛生費でございますが、137万6,000円繰り出し、これは簡易水道事業特別会計へ繰り出すものでございます。

以下につきましては、財源補正の内訳でございます。

13ページにいきまして、災害復旧費、現年公共土木災害復旧費でございますが、これも財源補正でございます。あと、予備費で481万3,000円ということでございます。

次に、簡易水道特別会計ということで、15ページをお開きください。

平成21年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算について、補足してご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ137万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億9,762万円とする。

補正後の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

16ページでございますが、歳入歳出補正でございますが、歳入で繰入金ということで一般会計のほうから137万6,000円ございます。歳出で簡易水道事業費ということで137万6,000円ございます。

18ページをお開きください。

歳入、繰入金、一般会計繰入金ということで、一般会計より137万6,000円の増でございます。歳出で、簡易水道事業費ということで137万6,000円、これは、修繕費ということで牧沢地区の水道の補修でございます。

以上でございます。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第３４号「専決処分の承認を求めることについて」、議案第３５号「専決処分の承認を求めることについて」を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

次に、日程第５、議案第３６号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第３６号「専決処分の承認を求めることについて」提案理由の説明をいたします。

本案は、地方税法等の一部改正に伴い、柳津町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたため、専決処分をしたものであります。

なお、詳細につきましては町民課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（登壇）

それでは、議案第３６号について補足して説明いたします。

20ページをお開き願いたいと思います。

今回の改正は、国民健康保険制度の見直しにより地方税法の一部を改正するものであります。所要の措置についての改正でございます。

第２条の第２項中の内容等でございます。これらについては47万円を50万円にと、これについては基礎課税の限度額等でございます。同２条の第３項中という内容等について12万円を13万円、これは後期高齢者支援金の課税限度額であります。それぞれ３万円、１万円を上げるものであります。

第23条中の内容等でございます。これらの内容等については、国民健康保険税の減額還付の際に応益の割合を７割、５割、２割と軽減するものであります。

続いて、第23条の次に１条を加える。それから、次の21ページ等であります。これらについても、第24条の内容等について１条を加えるというような内容等であります。この内容等については、非自発的失業者の国民健康保険税の軽減措置を図るというような内容等でございます。これらの内容の中で、リストラなどで職を失った失業者が、在職中と同程度の保険料負担で医療保険に加入できるようというようなことでの国民保険税の負担軽減を講ずるものであります。これらの内容等の中で、失業時からその翌年度末までの間、前年度の給与所得の100分の30としての算定基準を満たせば、７割、５割、２割の軽減を適用するというものであります。

最後の附則でございます。これらについては、適用法律の条項修正及び文言の修正であります。

よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第３６号「専決処分の承認を求めることについて」を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

日程第６、議案第３７号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第３７号「専決処分の承認を求めることについて」提案理由の説明をいたします。

本案は、現下の社会経済情勢等を踏まえた地方税法の一部改正に伴い、柳津町税条例の一部を改正する必要が生じたため、専決処分をしたものであります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

では、柳津町税条例の一部を改正する条例について補足してご説明申し上げます。

改正の主な内容でございますが、地方税法の一部を改正する法律に基づくものでございますが、それにつきまして、今回所得税法が改正されまして、子ども手当の創設に伴いまして年少扶養控除の分の扶養控除が廃止になりました。また、高校の実質無料化に伴いまして特定扶養控除も廃止になりました。これは、平成23年分からの適用となるわけですが、それに基づいて改正になったもので、主な改正の内容は、今ほどの所得税法の改正に伴い年少扶養控除の、今度所得税のほうから情報が来ませんので、その規定を地方税法に設けたということでございます。

まず、23ページ、第19条でございますが、これは、法改正に伴う適用条項の改正であります。

次に、第31条第３項も改正に伴う適用条項の改正でございます。

次に、第36条の３の２でございますが、これは、平成23年１月１日から給与の支払いを受けるもので今までは所得税法の規定により扶養控除の申告書を提出する規定でありましたが、所得税法の改正に伴い、地方税で扶養控除申告書等の提出を条文化したものの改正でござい

ます。

次に、24ページでございますが、36条の３の３でございますが、これも先ほどと同じように、公的年金受給者の扶養申告等の規定の改正でございます。

25ページにまいりまして、44条関係でございますが、これは、20年度税制改正において、公的年金受給者は年金に係る税は年金から徴収することとなっておりましたが、今回法の改正に伴い、64歳未満の公的年金に係る所得を有する給与所得者について20年度以降の方式を改正するものでございます。

次に、45条でございますが、これは44条に第４項を追加したための改正です。

48条は、改正に伴う適用条項の改正と条文の整理であります。

26ページでございますが、第50条関係も、改正に伴う適用条文の改正と条文の整理であります。

第54条も改正に伴う条文の整理であります。

95条関係でありますが、これは、法改正に伴い、たばこ税率を千本につき1,320円アップして4,618円とするもので、たばこ税については全体で1,750円のアップですが、県分430円、市町村分1,320円となります。

附則の第15条関係でありますが、これは今回の法制法の改正により削除となります。あと、15条の２関係でございますが、これは、附則15条が削除となったために繰り上がり15条となるものです。

附則第16条の２関係でありますが、これは、旧三級品の紙巻きたばこに係るたばこ税について、千本について626円アップして2,190円とするものであります。

附則19条の３関係でありますが、これは、非課税口座等の改正で、非課税口座内の上限、上場株式に係る譲渡所得の金額とそれ以外の金額に係る譲渡所得の金額とを区分して計算する計算式を改める改正でございます。

あと、27ページにつきまして、附則20条の４及び20条の５関係でありますが、これは、条文を整理するための改正であります。

それで、附則ですが、これは、施行期日ということで、第１条、この条例は、平成22年４月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するということで、以下は、経過措置を規定するものであります。

以上でございます。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第３７号「専決処分の承認を求めることについて」を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

日程第７、議案第３８号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第３８号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、職員給与からの法定外控除に係る規定を定めるため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、補足してご説明を申し上げます。

今回の改正は、地方公務員の給与は地方公務員法第25条第２項の規定により、法律または

条例により特に認められた場合のとき、通貨で直接職員にその全額を支払わなければならないという規定がなっておりますが、今回、総務省の調査の結果、条例等の根拠がなく給与から控除がされているということで、こういう団体が多く見受けられるので適正に自主的に改正するようにということの通達がありましたので、それに基づいて改正をするものであります。

それで、第７条の次に次の１条を加えるということで、給与からの控除ということで第７条の２、町長は、毎月給与を支給する際、職員の給与から次の各号に掲げる掛金等に相当する金額を控除して支給することができる。１号、職員互助会に納付すべき掛金その他の徴収金。２、福島県市町村職員共済組合に対する貯金、貸付返済金及びその他の徴収金。３、職員団体に納付すべき組合費その他の徴収金。４、全国町村会が行う任意生命保険の保険料その他の保険料。５、勤労者財産形成貯蓄契約に基づく預貯金。６、町と団体契約をしている保険会社に支払う任意生命保険の保険料その他の保険料。７、町長が認める任意団体に納付すべき掛金その他の徴収金。

附則、この条例は、平成22年７月１日から施行する。

以上でございます。

○議長

これより質疑を許します。

１番、横田善郎君。

○１番

この条例の７条２で、「毎月給与を支給する際」というんですが、手当から差っ引くことはできるんですか。

○議長

答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長

地方公務員法の中では、給与から差し引くといったとき、手当という文言が別に規定されておりせんので、その条項は設けなくても手当からは差し引きできるということで認識しております。

○議長

総務課長。

○総務課長

訂正申し上げます。

給与でしたので、給与ですから手当も入る（「手当も入る」の声あり）、給料と手当で給与になります。

済みませんでした。

○議長

横田善郎君。

○１番

すると、これは「毎月」という言葉は別にこれは断らなくてもいいことですね。

○議長

答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長

一応、給与は毎月支給されるもんですから、毎月というふうでございます。（「はい、わかりました」の声あり）

○議長

ほかにございませんか。

６番、小林　功君。

○６番

この中で７号に「町が認める任意団体に納付すべき掛金」とありますが、「町が認める任意団体」とは具体的にどのような団体があるか教えていただきたいんですが。

○議長

答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長

これは、「町が」とありますが、実質的には町長ということになりますが、役場職員の野球クラブとかそういった団体等がありますので、そういった団体から掛金とか徴収金があった場合引くことができないと困りますので、そういう意味でこの７号を設けております。

○議長

よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかにございませんか。

７番、荒明正一君。

○７番

そうすると、素直に解釈しますと、附則が22年７月１日から施行する、今、22年か。んだな。わかりました。勘違いです。

○議長

ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第３８号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

次に、日程第８、議案第３９号「柳津町税特別措置条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第３９号「柳津町税特別措置条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、地方税の課税免除等の省令改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

柳津町税特別措置条例の一部を改正する条例について、補足してご説明申し上げます。

今回の改正は、過疎地域における課税免除の特別償却設備分で、これは過疎法の延期によるもので、期間をこの第３条で22年３月31日までを平成23年３月31日に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行し、改正後の柳津町税特別措置条例の規定は、平成22年４月１日から適用する。

以上でございます。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第３９号「柳津町税特別措置条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

日程第９、議案第４０号「柳津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第４０号「柳津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、国民健康保険の税率等の見直しに伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては町民課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（登壇）

議案第40号について補足して説明をいたします。

柳津町国民健康保険税条例の一部を次のように改定する。

第３条第１項中の100分の5.35を100分の7.03に改める。これについては、医療費分の所得割であります。

第４条中、100分の27.5を100分の22.26に改める。資産割であります。

第５条中、１万6,900円を１万9,360円に改める。均等割であります。

第５条の２中、１万4,610円を１万7,410円に、7,310円を8,700円に改める。これは平等割等でございます。

続いて、第６条中、100分の2.41を100分の2.31に改める。ここからが後期高齢者の支援金分であります。これらの中の所得割であります。

第７条中、100分の12を100分の7.27に改める。資産割であります。

第７条の２中、7,150円を6,260円に改める。均等割であります。

７条の３中、6,390円を5,630円に、3,200円を2,810円に改める。平等割等であります。

第８条中、100分の1.61を100分の2.23に改める。ここからが介護納付金関係等の所得割であります。

第９条中、100分の9.08を100分の8.31に改める。資産割であります。

９条の２中、7,070円を8,660円に改める。均等割であります。

第９条の３中、4,060円を4,930円に改める。平等割等であります。

第23条第１項第１号中の内容等であります。これらについては、国保税の医療費分の後期高齢者支援分介護納付金分についての低所得者に対する軽減措置を行うものであり、均等割、平等割等についてはそれぞれ７割軽減、５割軽減、２割軽減の軽減額について改めるものであります。

続いて、38ページをお開き願いたいと思います。

第24条第４項中の該当する者の括弧であります。資格取得日の属する月以後２年を経過する月までの間に限ると、該当する者の属する世帯の納税義務者に改めると。この内容等については、平成20年度の医療制度改革により、国保の被保険者となった場合、資格取得から２年間保険料の軽減を行うものとしておりましたが、国の新政権の方針により、今の後期高齢者医療制度が廃止されるまでの当分の間継承するというものに改めるというような内容等であります。

附則といたしましては、この条例は公布の日から施行するというようなことであります。

よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

６番、小林　功君。

○６番

医療費の増加や国保税の滞納等によって、国民健康保険の特別会計は年々厳しさを増しております。今後は、基金の取り崩しや保険加入者の負担が大きくならないようにするために、計画的に医療費の抑制や国保税の収納率を上げることに力を入れていただきたいと思いますが、町の対応をお伺いいたします。

○議長

答弁を求めます。

町民課長。

○町民課長

議員のおただしの内容等でございます。

これらについても、平成20年度の医療制度の改革等の部分で特定健診、特定保健指導が始まりまして、今の基金関係等についても大変毎年医療費が伸びているような形になっております。

今回の基金の繰り入れ等の内容等についても、今回の柳津町国民健康保険条例の中でも定めている内容等の中でも、やはり基金関係等の内容についてはこれから適正に進めることとしていきたいというふうに考えております。

また、本年度から行われます事業等の内容で医療費の軽減を図っていきたいというような考え方を持って、本年度進めていきたいというような考え方を持っております。

以上です。

○議長

ほかにございませんか。

７番、荒明正一君。

○７番

健康保険ということを考えますと、当然、人間が生きる、健康を守るということに相通じてくるんでないかというふうに思いますが、そういう中にあって、西会津町の場合は、百歳まで生きるというスローガンのもとに各施策をやっているかと思いますが、そういうところに研修といいますか、そういうことをやったことがあるのかどうか。

なぜかといいますと、当然、100まで生きるには相当元気でいないと生きられないのが通常かと思うんです。だから、それまで生きることを目標にしているということは、当然、健康保険税等々にも影響してくるような施策がとられているんだろうと思いますが、どうでしょうか。

○議長

答弁を求めます。

町民課長。

○町民課長

西会津町の事例で百歳まで健康で生きられるという内容等であります。

視察研修等については、詳細等については今手持ちにありませんが、柳津町といたしましても、やはりこれらの内容等の議員がおっしゃる内容等々を思っております。これらについては、やはり私たちの中では長生きしていただくような形の中での施策等もあわせて進めているところであります。100歳時のお祝いといたしまして、20万円等の町からのお祝い金等も出している事業等もあります。これからこれらの100歳まで長生きしていただく、また、これらについては健康で長生きしていただくというような形のものに進めていきたいというような考え方を持っております。

以上です。

○議長

よろしいですか。（「はい。頑張ってください」の声あり）

ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第４０号「柳津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

次に、日程第１０、議案第４１号「平成２２年度柳津町一般会計補正予算」、日程第１１、議案第４２号「平成２２年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」、日程第１２、議案第４３号「平成２２年度柳津町介護保険特別会計補正予算」については、いずれも関連がありますので、一括上程し議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、議案第４１号、議案第４２号、議案第４３号は一括上程し、議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第４１号「平成２２年度柳津町一般会計補正予算」について提案理由の説明をいたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第４２号「平成２２年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」について提案理由の説明をいたします。

本案は、事業勘定の歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第４３号「平成２２年度柳津町介護保険特別会計補正予算」について提案理由の説明をいたします。

本案は、歳出予算の補正であります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

平成22年度柳津町一般会計補正予算について、補足してご説明を申し上げます。

１ページをごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,134万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億1,134万8,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

地方債の変更は、「第２表　地方債補正」による。

次ですが、第１表、歳入歳出補正でございますが、歳入、地方交付税1,000万、分担金及び負担金25万2,000円、国庫支出金９万5,000円、県支出金442万6,000円、諸収入57万5,000円、町債600万円、合計で2,134万8,000円でございます。

歳出ですが、議会費で20万円、総務費で172万8,000円、民生費で248万4,000円、衛生費で４万5,000円、農林水産業費で158万1,000円、商工費で1,131万7,000円、土木費で1,000万円、教育費で374万2,000円、予備費で974万9,000円の減、合計で2,134万8,000円。

次、地方債補正でありますが、公営住宅整備事業ということで補正後でございますが、6,000万円、合計で４億5,930万円。

８ページをごらんください。

歳入ですが、主な内容をご説明申し上げます。

地方交付税で1,000万ということですが、これは普通交付税でありますが、まだ本算定前でありますが当初より増額となる見込みなので、暫定分として1,000万円を予算化しております。今回予算化しませんと、歳出で予備費で200万くらいになるというようなことがありますので、９月までに不慮のそういった支出に備えるために予算化をして対応するというものでございます。

次に、９ページをごらんください。

県支出金でありますが、商工費の県補助金ということで372万3,000円、これは緊急雇用創

出事業補助金ということで補正をしております。

あとは、土木債で600万、これは、公営住宅整備事業ということで柳ヶ丘住宅の設計分でございます。

次に、11ページの歳出にいきまして、まず、議会費でありますが、これは行政視察ということで旅費で20万円補正しております。

あと、総務費で、一般管理費ということで役務費で56万円。これは、現在のパスコの問題でありまして、弁護士の手数料、報酬ということで役務費で56万でございます。

あと、次にいきまして、総務費の12ページ、徴税総務費でありますが、償還金利子及び割引料ということで61万円。これは、過誤納還付金ということでございますが、法人税割で予定納税をしておりましたが、確定分で下がりましたのでその分を過年度分として還付しなければならないということでございます。

あと、総務費の統計調査費で25万8,000円ほど補正しておりますが、これは、今年度国勢調査がありますので、事業の内示によるものの補正でございます。

次の13ページにいきまして、民生費でございますが、社会福祉総務費、補正額が242万1,000円ということで、これが繰出金、これは国保会計の事業勘定に繰り出すものでございます。

次にいきまして、農林水産業費でございますが、14ページにいきまして農地費で60万、負担金補助及び交付金ということで、これは県営中山間地域総合整備事業の負担分でございます。

あと、その下の農林水産業費で林業振興費36万4,000円と、林道維持費でございますが、これは、社会保険料、雇用保険料ということで緊急雇用の事業分でございます。

次の15ページにいきまして、商工費、商工振興費でございますが、補正額で373万3,000円ということでありますが、これも緊急雇用創出事業関係で委託料等でございます。

あと、観光費で758万4,000円ということで、主なものが、委託料ということで水道の認可設計委託料でございます。

あと、土木費で、公営住宅管理費ということで需用費で200万、これも修繕費ということでございますが、これは柳ヶ丘・大平団地等の修繕費でございます。

あと、公営住宅整備事業費でございますが、委託料で800万。これは、設計委託料ということで柳ヶ丘住宅の分で、算定基準の改定によるものでございます。

次に、16ページ、教育費、柳津小学校管理費、工事請負費、50万でございますが、これは

補修工事関係でございます。

あと、西山小学校管理費、需用費で19万円。これは西山小学校の砂場の改修でございます。

次に、裏のページにいきまして、同じく教育費で社会教育総務費、補正額で166万6,000円となっておりますが、これは、職員の退職が見込まれる分で７月分からということで共済費、賃金等でございます。

次に、学校給食費、需用費で50万。これは給食センターの修繕費等でございます。

次に、平成22年度柳津町国民健康保険特別会計予算でございますが、事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,565万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６億2,015万9,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

次に、19ページでございますが、歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございますが、これは、国民健康保険税の本査定によるものでございまして、国民健康保険税が217万2,000円の減、国庫支出金が1,224万5,000円、県支出金が216万5,000円、共同事業交付金が200万円、繰入金2,142万1,000円、合計で3,565万9,000円でございます。

次のページでございますが、歳出でございますが、保険給付費で3,427万8,000円、後期高齢者支援金等で９万3,000円、老人保健拠出金で93万5,000円、予備費で35万3,000円、合計で3,565万9,000円でございます。

23ページをお開きください。

歳入でございますが、国民健康保険税ということで、一般被保険者の国民健康保険税で415万6,000円の減でございます。

あと、退職被保険者等国民健康保険税で198万4,000円の増でございます。

国庫支出金で、療養給付費負担金で946万1,000円の増でございます。

次のページにいきまして、国庫支出金でございますが、財政調整交付金で278万4,000円の増でございます。

県支出金で、財政調整交付金で216万5,000円の増でございます。

あと、共同事業交付金で、高額医療費共同事業交付金で100万円、保険財政共同安定化事業交付金で100万円でございます。

あと、繰入金でございますが、一般会計繰入金で242万1,000円。

あと、同じく繰入金で、保険給付費支払準備基金繰入金ということで1,900万でございま

す。

次に、歳出になりますが、保険給付費の一般被保険者療養給付費で2,991万6,000円でございます。

一般被保険者高額療養費で436万2,000円。

次に、後期高齢者支援金等でございますが、後期高齢者支援金等で９万3,000円。

老人保健拠出金で93万5,000円、予備費で35万3,000円でございます。

次に、平成22年度柳津町介護保険特別会計補正予算でございますが、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第１表　歳出予算補正」によるということで、金額の変更はございません。

次の29ページ、第１表、歳出予算補正でございますが、地域支援事業費の介護予防事業ということで７万5,000円、予備費７万5,000円の減でございます。

31ページをごらんください。

歳出で、地域支援事業費ということで、介護予防一般高齢者施策事業ということで使用料及び賃借料７万5,000円。これは車借り上げ料でございます。

あと、予備費で７万5,000円の減額でございます。

以上であります。

○議長

これより質疑を許します。

１番、横田善郎君。

○１番

何点かお伺いしたいと思います。

まず、一般会計のほうの11ページの諸費なんですけれども、30万を補正しておりますが、当初70万で一気に100万になるわけなんですが、これは、今までですと予算の範囲内ということでやっていたがなをこの６月の時期に30万、いわゆる半分近く補正するということは、町の施策とか何かそういう計画があっての追加なのか、それとも単なる要望をとってみたら要望が多かったから対応するために30万多くしたのか、それについてお聞かせください。

それから、14ページの農地費なんですけど、これは県営中山間地域負担金60万を負担しておりますが、これは、当初１億9,000万ほどの県営の事務費を見込んで、2,850万だったと思うんですがそれを当初予算化しておりますが、今回60万ということは、さらに単純に言いますと400万追加になったという話でしょうか。それをお聞かせください。この事業費は主に

どの辺につぎ込むのか、もしわかれば教えてください。

それから、公営住宅のほうなんですが、15ページの管理費なんですが、修繕費として200万要求しておりますが、当初380万あったものを今回200万追加するということは、既に380万というところはもう使ってしまったのか、それとも何か新たなところが見受けられて追加が必要となったのか、この内容等についてお聞かせください。

その下なんですが、これが800万要求しておりましたが、これはあれでしょうか。柳ヶ丘に一戸建ての３棟分のにかかわる設計でしょうか。きょうの新聞を見ますと、柳ヶ丘町営住宅建設となっていますが、町営住宅ですと一戸建てのほうに当てはまるなと思って見たんですけれども、これは場所的にまず教えてください。

それから、16ページの西山小学校の管理費と修繕費で、これは砂場だというような説明だったと思うんですが、これは、当初13万2,000円とっていたやつが、やってみたら19万足して32万ほどかかるということなんでしょうか。それとも何か新たなところで修繕が必要になったんでしょうか。

それから、その裏の17ページなんですが、美術館管理費においても修繕費が59万補正されておりますが、これも54万6,000円、当初の分以上の補正予算をとっておりますが、これらについても当初の分の見込み違いで必要になったのか、それとも新たな要因が出たのか、その下の学校給食費についても、同じようなことでその趣旨について説明をお願いしたいと思います。

それから、最後に25ページなんですが、国民健康保険事業勘定のほうの補正予算なんですけれども、これの25ページの一番下の繰入金なんですけれども、保険給付費支払準備基金から1,900万取り崩して入れるということなんですが、この前の説明ですと残は9,600万ほどだと、残るってことなんですが、これは、条例で定めるような趣旨にこの9,600万の残で反しないのか、今後の方向等も踏まえて説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長

それでは、各担当課長より答弁を求めます。

まず、11ページ、総務課長。

○総務課長

では、11ページの諸費についてご説明申し上げます。

これは、防犯灯補助分でございまして、当初、防犯灯分としては70万を見込んでおりまし

た。それで、今、申請がまいりまして７件ほどあります。大体それが86万ほどなっております。それで、そのほかに追加分として細越で２灯、胄中で１灯というような追加要望になりましたので、防犯ということでございますので、今回その分を受けまして30万円の補正をしたということでございます。

○議長

次に、14、15ページ、地域振興課長。

○地域振興課長

１番横田議員にお答えいたします。

14ページの県営中山間地域総合整備事業費の負担金でございますが、400万円の事業費の増ということで今回60万円の補正をしております。その事業箇所につきましては、石坂の農道の待避所、そのほか水道等を予定しております。

続きまして、公営住宅の修繕費でございますが、当初予算計上しておりましたが、その後、大平団地等の浄化槽が修繕を必要となり、その他、柳ヶ丘団地の移転先が、調査したところやはり床とかが使い物にならないような状態になっていましたので、今回200万円を計上しております。

それから、次の設計委託料の件でございますが、これは、ＲＣ３階建ての18戸のほうの委託料でございます。この600万円につきましては、なぜこのようになったかといいますと、ちょっと年度を忘れましたが、構造計算書の偽装問題があったわけなんです。それによりまして、社会資本整備審議会により業務報酬の見直しをしなさいということが出てきました。それで、そのため国交省の告示により今までの基準算定が廃止されまして、福島県においても22年の４月１日より建築設備の新たな算定基準により委託料を算定することとなりました。そのため、現在までは設計額によって金額をはじき出してきたわけなんですけど、今度は、面積とそれから特殊な業務、結局、耐震設計による特殊な技術を要するということで諸経費の逓減率が今までは１から0.8とか0.7とかという逓減率を使っていたんですが、それがすべて１にしなさいということで諸経費が変わったために、600万円という委託料の金額が生じてきました。

以上でございます。

○議長

800。

○地域振興課長

800万です。失礼しました。

○議長

次に、16、17ページ、教育課長。

○教育課長

それでは、16ページ、西山小学校費の需用費19万補正についてお答え申し上げます。

本件につきましては、前の予算が足りなくて追加したというものではなくて、西山小学校の校庭のうち、西山中学校側にある砂場、走り高跳びとかそういうものに使う砂場でありますが、その砂場を囲っている枠あるいは踏み切り板等が老朽化していたために、そのものを修繕するものであります。

続きまして、次のページの美術館の管理費で59万円の修繕費を計上いたしましたが、これにつきましては、ことしエアコンの稼働をしましたが、全部で４台エアコンがありまして、１台が故障すればほかのところが一生懸命フル回転して補っているような形でやっているわけですが、４台あるうちの２台に故障が生じまして、その２台の修繕を行うものであります。

その下で、学校給食費50万円の修繕費でありますが、５月に保健所の指導が入りまして、すぐにではないんですがということで、床に一部塗装がはげているところがありまして、雑菌の繁殖のおそれがあるということで、一部はがれた部分あるいは壁の部分について塗装をするようにという指導でございましたので、夏休みの期間にそういう塗装の修繕、配管の修繕もありますが、その辺を行いたいということで計上したものでございます。

以上です。

○議長

次に、町民課長。

○町民課長

25ページの国民健康保険関係の問題について、議員のおただしの内容等については、やはり条例のとおり定めておりますが、基金積立額等の保険金運用関係等の前の３年分の医療費の平均の４分の１の相当額を持ってきなさいというような形のものであります。これらについては、当該平均分の100分の５の金利を積み立ててしていきなさいということになります。今回の残金関係1,900万を繰り入れることによりまして、9,603万ほどの金額となりますので、今回過去３年間にさかのぼっていきますと、今、手元にちょっとないので大変申しわけないですけれども、医療費のほうかなり上がっておりますので、これらの分でぎりぎりの線かなというような形になっているかと思います。これらについては、やはり条例に定める内容等

の分で進めていきたいと思っております。

◇　　◇　　◇

○議長

ここで、暫時休議いたします。

再開を午後１時といたします。（午前１１時５４分）

○議長

それでは、議事を再開し、引き続き質疑を続けます。（午後１時００分）

◇　　◇　　◇

○議長

質疑を許します。

１番、横田善郎君。

○１番

それでは、引き続き再質問したいと思います。

まず、諸費のほうの防犯灯の設置で30万で100万というのは、説明を聞きますと、多分安全・安心のまちづくりとかというところでできるだけ極力要望どおりの割合としたいと、当初予算を超えても今回補正して全要望に対応したいというような趣旨だと思いますので、これはぜひやっていただきたいと思います。

あと、農地費のほうの中山間事業なんですが、これは、県営といえども町でも負担しているわけですから、合わせますと１億9,400万というかなり大きな事業費になるわけですが、この情報を極力やはり内容等について知る限り町内業者等に、入札するかどうだかそれはわかりませんが、自由入札等なっているとすれば、電子入札等に今なっていますので、わかる範囲でこういう工事が出そうだ、ことしはこういう内容の事業が出るんだということを、法律に違反するようなことであれなんかしませんが、極力業者に情報を流していただきたいというふうに思います。

それから、公営住宅等については、これは先ほどの３階建の18棟のいわゆるそういう集合住宅の設計の基準が変わったのでやり直しなんだということなので、これは何ともやむを得ないのかなという思いもするんですが、非常にちょっともったいない気もしますが、内容等についてはわかりました。

それから、美術館のほうのエアコン、17ページなんですが、美術館のほうの59万補正していますが、前に54万ぐらいつけてた、エアコン４台のうち２台が壊れたと。で、２台を今。

前の54万6,000円を合わせて110万くらいかかったのか、それとも、前の当初予算の54万6,000円はとっておいて59万でエアコン２台を直したのか、教えてください。前のがなは何か使い道がもちろんあって当初予算54万とったと思うんですが、これを使わないで新たに59万入れたのか。

それは学校給食費のほうも少し教えてください。時期的な問題もあったのかもしれませんが。

以上、再質問をお願いします。

○議長

答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長

まず、美術館管理費の59万円の修繕費でありますが、当初予算に持っています54万6,000円という修繕費は、受電する際の高圧変換機ですか、高圧機器の施設修繕に要する費用をとったものでございまして、これらの経費はまだ発注しておりませんので、それ以外に新たに必要となって今回計上するものであります。

学校給食費につきましても、床の塗装とかそういうものについては、当初予定できたものではございませんので、今回予算をとりまして、特に給食センターにつきましては夏休みの期間中でないと修繕ができないということもございまして、今回新たに床の塗装、それから配管の修繕というものを計上したものでございます。

以上です。

○議長

１番、横田善郎君。

○１番

最後に、25ページの保険給付費の支払準備基金、先ほどの内容で十分に条例の趣旨等は尊重してから当然健全に努めていくというようなことの答弁であったわけなんですが、これについては、一時的にはそういう基準を割ることもあるかもしれませんが、健全な国民健康保険事業を維持していくには、やはり条例等に定めた要綱をよく理解して趣旨に沿って努力していただきたいと思うんです。これについては十分配慮して、検討してから、町長ともよく相談してから進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長

答弁は。

○１番

答弁はいいです。

○議長

いいんですか。では、答弁を求めます。

町民課長。

○町民課長

ただいま議員からご指摘がありました内容等についても、先ほどの国民健康保険の条例等の分の内容等にも十分照らし合わせ、また、町民の中でもよく相談をしながら円滑に進めていきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長

ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第４１号「平成２２年度柳津町一般会計補正予算」、議案第４２号「平成２２年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」、議案第４３号「平成２２年度柳津町介護保険特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

次に、日程第１３、議案第４４号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第４４号「工事請負契約の締結について」提案理由の説明をいたします。

本案は、柳津町光ファイバー網整備事業（支所地区）工事に伴い請負契約を締結したいので、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

工事請負契約の締結について補足して説明を申します。

柳津町光ファイバー網整備事業（支所地区）工事につき、下記のとおり請負契約を締結したいので、議会の議決を求めるものであります。

契約の対象ですが、柳津町光ファイバー網整備事業（支所地区）工事。

契約金額、5,355万円でございます。

契約の相手方、福島県福島市山下町５番10号。東日本電信電話株式会社福島支店でございます。

契約の方法でありますが、これは随意契約でございます。

以上でございます。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第４４号「工事請負契約の締結について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

次に、日程第１４、議案第４５号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第４５号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」提案理由の説明をいたします。

本案は、長峰敏明氏が平成22年６月30日をもって任期満了となることにより提案するものであります。

◇　　◇　　◇

○議長

暫時休議いたします。（午後１時１０分）

○議長

議事を再開いたします。（午後１時１０分）

◇　　◇　　◇

○議長

説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

ただいまお手元にお配りいたしました、

住　　所　　福島県河沼郡柳津町大字飯谷字宮田甲１６５番地

氏　　名　　長　峰　敏　明

生年月日　　昭和１９年２月２４日生

の選任につき、地方税法第423条第３項の規定により議会の同意を求めるものであります。

よろしくお願いをいたします。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第４５号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

次に、日程第１５、議案第４６号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第４６号「工事請負契約の締結について」提案理由の説明をいたします。

本案は、役場庁舎冷暖房設備改修工事に伴い請負契約を締結したいので、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

工事請負契約の締結について補足してご説明申し上げます。

役場庁舎冷暖房設備改修工事につき下記のとおり請負契約を締結したいので、議会の同意を求めるものであります。

契約の対象でありますが、役場庁舎冷暖房設備改修工事であります。

契約金額でありますが、9,765万円であります。

契約の相手方でございますが、会津若松市桧町２番３号　八ツ橋設備株式会社でございます。

契約の方法でありますが、指名競争入札でございます。

以上でございます。

○議長

これより質疑を許します。

１番、横田善郎君。

○１番

まず、この金額の予定価格を教えてほしいと思います。

予算は１億4,548万5,000円、当初予算で見ていたと思うんですが、当初予算から見ますと5,000万ほど余るわけですが、これは、今の段階ではそれは残となる可能性なのか、それとも変更で追加して上げていく予定があるのか。

そして、この業者、八ツ橋設備がとったということなんですが、これは何社くらいで入札をやったのか、その中に町内の業者が入っていたのかどうかだけ教えていただきたいと思います。

以上、お伺いします。

○議長

答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長

予定価格でございますが、9,985万5,000円でございます。

それで、予算残でありますが、太陽光を含めまして１億4,000万ありまして、この改修分については１億2,000万でございます。それで、残額でございますが、今のところ機械設備関係、あと冷暖房設備改修に伴う電気工事等があるわけですが、今の段階ではこの契約金額で事業を進めたいというふうになりまして、この残はそのまま補助残というような形になろうかと思いますが、工事をやっている中で工事側と何か協議しなければならないというようなことがもしあれば、変更の可能性もあるわけですが、今の段階ではこのがなでやっていきたいというふうに思います。

あと、入札の業者は、５社でありまして、これはある程度大きな工事でありますので、地元ということで、柳津町は入っていませんが、会津地区の業者ということで指名をいたしました。

以上です。

○議長

横田善郎君。

○１番

あと2,000万ほど残っているそうですが、これは恐らく起債も何も入っていない全くの単独費で税金から使っている町内の改修費なものですから、極力余ったものは安くやっていただきたいと思いますので。

終わります。

○議長

ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第４６号「工事請負契約の締結について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

日程第１６、議案第４７号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第４７号「工事請負契約の締結について」提案理由の説明をいたします。

本案は、柳津小学校体育館耐震補強大規模改修工事に伴い請負契約を締結したいので、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては教育課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（登壇）

それでは、議案第４７号「工事請負契約の締結について」を補足して説明いたします。

本案は、柳津小学校体育館耐震補強大規模改修工事の契約締結でございます。

契約の対象、柳津小学校体育館耐震補強大規模改修工事。

契約金額、8,190万円。

契約の相手方、河沼郡会津坂下町大字牛川字砂田５６５番地　マルト建設株式会社　代表取締役　上野　清一。

契約の方法は、指名競争入札であります。

以上です。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第４７号「工事請負契約の締結について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

次に、日程第１７、議案第４８号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第４８号「工事請負契約の締結について」提案理由の説明をいたします。

本案は、柳津中学校校舎耐震補強大規模改修工事に伴い請負契約を締結したいので、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては教育課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（登壇）

議案第４８号「工事請負契約の締結」について補足して説明いたします。

本案は、契約の対象が、柳津中学校校舎耐震補強大規模改修工事。

契約金額、１億5,225万円。

契約の相手方、河沼郡会津坂下町字沢ノ目１７１７番地　入谷建設工業株式会社　代表取締役　入谷　雄司。

契約の方法は、指名競争入札です。

以上です。

○議長

これより質疑を許します。

６番、小林　功君。

○６番

この工事の工期はいつまでなのかということと、かなり大規模な工事になると思います。今の状態で子供たちの授業に支障のないような工事が行えるのかどうか、お伺いいたします。

○議長

答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長

まず、本件の工期でございますが、平成23年３月18日竣工をということで契約をしたいということでございます。

それから、工事によるいわゆる授業への影響ということですが、まず、本工事は、校舎の全体にわたって改修工事を行うものでありますので、まず東側半分、それから西側半分というふうにして校舎を区切って工事を行います。確かに音はするかと思いますが、なるべく授業に支障のないように、さらに校舎で給食とかあるいは特別教室とかそういうものについては、柳津小学校の校舎を一部お借りして授業を行うということで、柳津小学校、柳津中学校、いろいろ協議をしながら現在進めたいというふうにして考えております。学校の校長先生を初め先生方との打ち合わせを綿密にして、授業への影響がないように、なるべくならないように調整しながら工事を行ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長

６番、小林　功君。

○６番

それこそ子供たちの安全を第一に考慮いただいて工事を進めていただきたいと思います。これは要望です。

○議長

ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第４８号「工事請負契約の締結について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

次に、日程第１８、報告第２号「平成２１年度柳津町繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題といたします。

報告を求めます。

町長。

○町長（登壇）

報告第２号「平成２１年度柳津町繰越明許費繰越計算書の報告について」別紙のとおり報告をいたします。

本報告は、地方自治法及び同施行令の規定により議会に報告をするものであります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明させますので、よろしくお願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

平成21年度柳津町一般会計繰越明許費繰越計算書について、補足してご説明申し上げます。

この繰越計算書は、きめ細かな臨時交付金によるもので、予算額とほぼ同額繰り越しております。

その中で、５番目の農林水産業費の農道改良事業でありますが、これが1,280万に対しまして815万7,000円の繰り越しということで、前払い金として450万円ほど支払っておりますのでこのようになっております。

裏のページにいきまして、平成21年度の合計金額でありますが、合計で３億5,239万6,000円でございます。

次に、45ページにまいりまして、平成21年度柳津町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書でございますが、これは、簡易水道事業費の森林居住環境整備事業ということで久保田用水施設で、繰越額が4,678万円ということでございます。

次に、平成21年度町営スキー場事業特別会計繰越明許費繰越計算書でありますが、スキー場事業費で町営スキー場の修繕事業で1,020万です。それと、町営スキー場のゲレンデ復旧事業で60万、合計で1,080万でございます。

以上でございます。

○議長

これをもって報告を終わります。

◇　　◇　　◇

○議長

次に、日程第１９、報告第３号「会津若松地方土地開発公社経営状況の報告について」を議題といたします。

報告を求めます。

町長。

○町長（登壇）

報告第３号「会津若松地方土地開発公社経営状況の報告について」別紙のとおり報告をいたします。

本報告は、会津若松地方土地開発公社理事長より経営状況の報告があったので、地方自治法の規定により議会に報告するものであります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明させますので、よろしくお願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

平成21年度会津若松地方土地開発公社の決算について、補足してご説明申し上げます。

まず、１ページでございますが、会津若松地方土地開発公社事業報告ということで、事業総括事項ということで用地の取得及び処分でございますが、用地の取得については、会津若松事務所の土地造成事業として用地の造成、測量等を実施し、その事業費は２億9,323万4,874円であります。

また、会津若松事業所に係る過年度取得保有地の利息として503万8,037円が原価に計上されて、事業総額は２億9,827万2,911円であります。

そして、収益費用ですが、収益合計が２億7,887万8,140円に達しまして、費用合計が２億6,390万7,467円で、差し引き1,497万674円相当の純利益を計上したわけでございます。

債務額でございますが、21年度末の債務額は、21億7,833万5,308円でございます。

６ページをごらんください。

借入金の状況でございますが、短期借入金で本年度末残高が6,914万8,201円、長期借入金

が11億5,894万589円でございます。合計で20億2,808万8,790円でございます。

続きまして、18ページをごらんください。

これは、事務所別の損益計算書でありまして、ほとんどが若松市でございまして、柳津町は借り入れをしておりません。そこのがなで当期純利益ですが、合計で1,497万674円でございます。

以上でございます。

○議長

これをもって報告を終わります。

◇　　◇　　◇

○議長

次に、日程第２０、議員提出議案第２号「「公共工事における賃金等確保法」（仮称）の制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書の提出について」、日程第２１、議員提出議案第３号「保育制度改革に関する意見書の提出について」、日程第２２、議員提出議案第４号「安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の地方出先機関の存続を求める意見書の提出について」、日程第２３、議員提出議案第５号「複式学級解消、小規模学校における教職員の配置基準の改善を求める意見書の提出について」を一括議題といたします。

お諮りいたします。

議員提出議案第２号「「公共工事における賃金等確保法」（仮称）の制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書の提出について」、議員提出議案第３号「保育制度改革に関する意見書の提出について」、議員提出議案第４号「安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の地方出先機関の存続を求める意見書の提出について」、議員提出議案第５号「複式学級解消、小規模学校における教職員の配置基準の改善を求める意見書の提出について」は、内容を具備していますので、提案者の説明及び質疑を省略し、原案のとおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

日程第２４、「議員の派遣について」を議題といたします。

お諮りいたします。

議員の派遣については、会議規則第122条の規定により、お手元に配付したとおり派遣したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、議員を派遣することに決定いたしました。

◇　　◇　　◇

◎閉会の議決

○議長

お諮りいたします。

以上をもって本定例会の議事日程は全部終了いたしました。

これをもって閉会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、平成22年第２回柳津町議会定例会を閉会といたします。

長時間に及ぶ審議まことにご苦労さまでした。

以上をもって閉会します。（午後１時３１分）

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

柳津町議会　議　長　田　﨑　為　浩

同　議　員　羽　賀　弘

同　議　員　鈴　木　吉　信

同　議　員　小　林　功